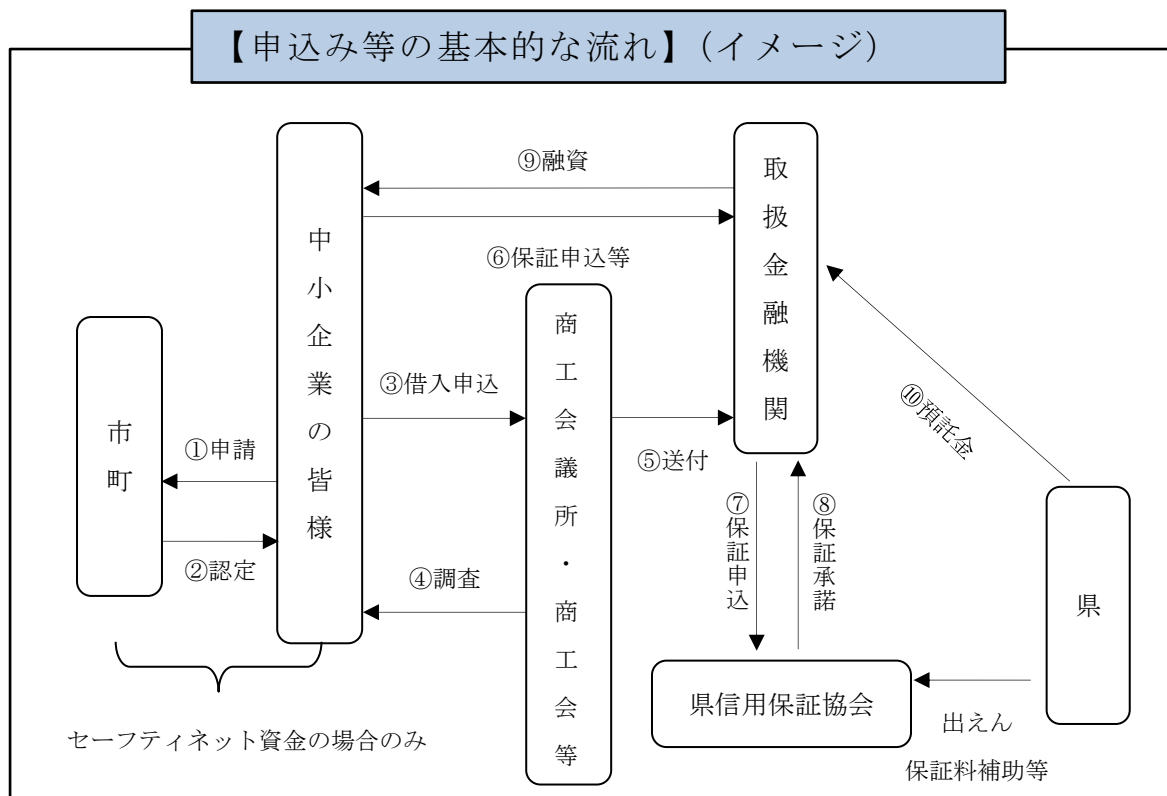


セーフティネット資金

(セーフティネット保証第5号・業況の悪化している業種関連)

	新規枠（運転・設備）	借換枠
融資対象者 (※1) 国が指定する業種については、中小企業庁ウェブサイトを御参照ください。	国が指定する業種に属し、中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する者として、市町村長の認定を受けた中小企業者、協同組合等（経営安定関連保証利用者） 【市町村による認定要件】 [認定に関する詳細は、各市町村にお問い合わせください。] 次の①、②のいずれかに該当すること ①最近3か月間の 売上高等 が前年同期比で 5%以上減少 していること ※運用緩和措置あり ② 原油価格の上昇 により、製品製造・加工や役務の提供に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売または役務の提供の価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が前年同期に比べて上回っていること。	左の市町村長の認定を受けた中小企業者、協同組合等で、次のすべてに該当する者 ①保証協会保証付融資（流動資産担保保証等一部保証付融資を除く）を受けている者で、借換を行うことで、経営の改善が見込まれる者 ②借換対象資金が、元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ遅滞なく返済されていること
融資限度額	<u>1億円</u> (※2)	<u>2億2,000万円</u> (増額分を含む)
融資利率 (※3)	年1.0%	年1.5%
信用保証 (※4)(※5)	信用保証協会保証付 (80%保証) 標準保証料率 年0.80% ただし、1,000万円までを下記の軽減保証料率の対象とする。 軽減保証料率 年0.60%	信用保証協会保証付 (80%保証) 標準保証料率 年0.80% ただし、3,000万円までを下記の軽減保証料率の対象とする。なお、借換対象の既往借入金は滋賀県中小企業振興資金融資要綱に基づき融資された資金である場合に限る。 軽減保証料率 年0.40%
融資期間 (※6)	10年以内 (据置2年以内)	
担保・保証人	必要となる場合あり (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。)	
借入申込先	中小企業者：各商工会議所、各商工会 協同組合等：中小企業団体中央会	
取扱金融機関	滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合、滋賀県信用農業協同組合連合会	

【申込み等の基本的な流れ】（イメージ）



- ※1 農林水産業、金融・保険業、公務（公的機関）、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等、滋賀県信用保証協会の保証の対象外業種を除きます。
- ※2 設備資金の場合、融資対象となる設備について借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがなされていないこと。
- ※3 融資利率は、今後金融情勢等により変更することがあります。
- ※4 新規枠は融資額（※）1,000万円まで、借換枠は融資額（※）3,000万円までを軽減保証料率の対象とする。また、軽減保証料率が適用される融資の申し込みはそれぞれ同一年度中1回を限度とし、標準保証料率が適用される融資とは別で行うこととする。
（※）上記「融資額」はセーフティネット保証第4号、5号分等を含めセーフティネット資金（新規枠・借換枠）全ての融資額合計を指すものとする。
- ※5 軽減保証料率の適用される融資は令和6年2月29日までに保証申込を受け付けたもので、かつ令和6年3月31日までに融資実行されたものに限る。
- ※6 融資期間は1年以上となります。

（特記事項）

- ・セーフティネット保証は、一般保証とは別枠で利用できます。
- ・上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

事前相談と借入申込先

中小企業者： 滋賀県内の各商工会議所・各商工会、協同組合等： 滋賀県中小企業団体中央会
（非会員の方も御利用いただけます）

制度全般の相談

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係